

伊万里市最低制限価格制度取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）により発注する建設工事又は委託業務（以下「工事等」という。）の契約の締結に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（第167条の13の規定により準用する場合を含む。）に規定する「当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要がある」と認められる場合の基準及び事務の取扱いについて定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 伊万里市契約規則第13条第1項に基づく最低制限価格制度を採用する対象工事等は、下記のとおりとする。

- (1) 予定価格が300万円以上の工事等
- (2) その他市長が特に必要と認める場合

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格とは、予定価格の制限の範囲内で落札価格の最低限度の基準として設定する価格をいう。

- 2 収支命令者は、対象工事等の予定額の10分の7.5から10分の9.2までの範囲で、最低制限価格を設定するものとする。
- 3 最低制限価格の設定に当たっては、事前に予定価格及び最低制限価格調書（様式第1号）及び最低制限価格調書（様式第2号）を作成する。
- 4 対象工事等に係る最低制限価格は、入札書比較価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に消費税及び地方消費税を加えた額とする。ただし、その額が当該予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては、入札書比較価格に10分の9.2を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に消費税及び地方消費税を加えた額とし、当該予定価格に10分の7.5を

乗じて得た額に満たない場合にあっては、入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）に消費税及び地方消費税を加えた額とする。

(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額（1円未満切捨て）

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額（1円未満切捨て）

(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額（1円未満切捨て）

(4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額（1円未満切捨て）

5 前項の規定にかかわらず、契約の性質上、特に必要があると認められるときは、収支命令者は、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額から10分の9.2を乗じて得た額までの範囲内で最低制限価格を定めることができる。

（落札者の決定）

第4条 最低制限価格を下回る価格による申込みが行われた場合は、当該申込みをした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

（不調時の措置）

第5条 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者がいないときは、あらためて指名（公募型指名競争入札を含む。）をし、入札をする。この場合、最低制限価格を下回る入札をした者を再度入札に参加させないものとする。

（最低制限価格の周知）

第6条 最低制限価格を設定したときは、入札に参加しようとする者に対し、当該契約に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

2 最低制限価格の計算式は、総務部契約監理課において閲覧に供するとともに、ホームページにおいて公表するものとする。

（最低制限価格制度の対象外）

第7条 最低制限価格の設定が不適切と認められる場合は、最低制限価格を設定し

ないことができる。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成20年告示第47号)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年告示第21号)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年告示第3号)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年告示第99号)

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年1月1日から施行し、同日以後に公告又は通知を行う入札から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の様式第1号の規定にかかわらず、平成26年1月1日以後に公告又は通知を行う入札で、予定契約期間の末日が同年3月31日以前のものに係る予定価格及び最低制限価格調書については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年告示第14号)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年告示第33号)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年告示第64号)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年告示第119号)

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年9月1日から施行し、同日以後に公告又は通知を行う入

札から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の様式第1号の規定にかかわらず、令和元年9月1日以後に公告又は通知を行う入札で、予定契約期間の末日が同年9月30日以前のものに係る予定価格及び最低制限価格調書については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年告示第41号)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年告示第41号)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。